

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人祖父（被相続人父及び申立人らのうち3名が相続）について、原町区で生まれ育ち、居住期間が90年以上にわたっていたことや、先祖代々営んできた農業に従事していたほか、菩提寺の檀家のまとめ役や観音堂の世話役を務めるなど、地域社会と強い関わり合いがあったこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害及びその増額分として合計90万円（中間指針第五次追補の定める目安額50万円から40万円増額）の賠償が認められ、また、被相続人祖父と同居していた被相続人父（申立人らのうち2名が相続）について、居住期間が通算して50年以上にわたっており、他所に居住していた約15年の間も週末は原町区に戻っていたことや、工場勤務の傍ら先祖代々営んできた農業に従事していたほか、被相続人祖父と同じく、菩提寺の檀家のまとめ役や観音堂の世話役を務めるなど、地域社会と相当程度の関わり合いがあったこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害及びその増額分として合計70万円（中間指針第五次追補の定める目安額50万円から20万円増額）の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（以下併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明保証

1. 申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。
 - (1) 亡A（以下「被相続人A」という。）が平成26年3月〇日に死亡し、申立人X3、申立外B、申立人X4及び同X5が、被相続人Aの被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
 - (2) 申立人らの知る限り、申立人X3、申立外B、申立人X4及び同X5が被相続人Aの全相続人であること
 - (3) 亡B（以下「被相続人B」という。）が令和4年5月〇日に死亡し、申立人X1及び同X2が、被相続人Bの被申立人に対する損害賠償請求権及び上記（1）により被相続人Bが承継した被相続人Aの被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
 - (4) 申立人らの知る限り、申立人X1及び同X2が、被相続人Bの全相続人であること
2. 申立人らは、被申立人に対し、下記事項を表明し保証する。

記

東日本大震災発生当時、亡Cと次の①②の関係にあった親族は、申立人X1、同X2、亡B及び亡A以外には存在しないこと

- ① 1親等の血族及び配偶者（内縁関係を含む）
- ② 上記以外の同居の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解契約の効力は及ばないことを相互に確認する。

第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目に対する和解金として金427万円の支払義務のあることを認める。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和8年1月13日

（仲介委員 上妻 英一郎）

令和〇年（東）第〇号

【亡A分】

損害項目	内訳	対象期間	金額
日常生活阻害慰謝料 (増額分)	身体又は精神の障害に伴う増額 (中間指針第五次追補第2の4②)	平成23年3月11日 ～平成24年8月31日	¥270,000
生活基盤変容慰謝料	(中間指針第五次追補第2の2)		¥900,000
自主的避難等に 係る損害	(中間指針第五次追補第3)	平成23年4月23日 ～平成23年12月31日	¥200,000
精神的損害	①故人に対する敬愛・追慕の情、②自ら又は適切な捜索機関に求める等して迅速に故人を捜索する権利又は利益及び③適切な時期・方法により故人が発見・収容されることにより尊厳を保つ形で故人を葬ることができるよう求める権利又は利益が侵害されたために生じた精神的苦痛に対する慰謝料		¥200,000
小 計			¥1,570,000

【亡B分】

損害項目	内訳	対象期間	金額
生活基盤変容慰謝料	(中間指針第五次追補第2の2)		¥700,000
自主的避難等に 係る損害	(中間指針第五次追補第3)	平成23年4月23日 ～平成23年12月31日	¥200,000
精神的損害	①故人に対する敬愛・追慕の情、②自ら又は適切な捜索機関に求める等して迅速に故人を捜索する権利又は利益及び③適切な時期・方法により故人が発見・収容されることにより尊厳を保つ形で故人を葬ることができるよう求める権利又は利益が侵害されたために生じた精神的苦痛に対する慰謝料		¥600,000
小 計			¥1,500,000

【申立人X1分】

損害項目	内訳	対象期間	金額
精神的損害	①故人に対する敬愛・追慕の情、②自ら又は適切な捜索機関に求める等して迅速に故人を捜索する権利又は利益及び③適切な時期・方法により故人が発見・収容されることにより尊厳を保つ形で故人を葬ることができるよう求める権利又は利益が侵害されたために生じた精神的苦痛に対する慰謝料		¥600,000

【申立人X2分】

損害項目	内訳	対象期間	金額
精神的損害	①故人に対する敬愛・追慕の情、②自ら又は適切な捜索機関に求める等して迅速に故人を捜索する権利又は利益及び③適切な時期・方法により故人が発見・収容されることにより尊厳を保つ形で故人を葬ることができるよう求める権利又は利益が侵害されたために生じた精神的苦痛に対する慰謝料		¥600,000

和解金 合計 ¥4,270,000